

国民年金保険料追納のご案内

国民年金の保険料を免除したのはいいけれど、将来もらえる年金額が少なくなっちゃうなあ…



そんなときには「追納制度」!



余裕ができた時に国民年金保険料を追納（後払い）することで、受給額を満額に近づけることができます!

10年前までの保険料を払えます!

通常、国民年金を滞納していた場合、時効の関係で2年以内の保険料しか支払うことができません（平成22年8月現在）。しかし、追納制度を利用すれば、免除が承認されていた期間中の保険料を、過去10年前まで遡ってお支払いすることができます。

国民年金保険料の免除を受けた期間や猶予期間は、老齢基礎年金の受給額が減額される、もしくは受給額に反映がないものとして扱われます。

所得に余裕ができた際は、追納（後払い）をしておくほうが将来もらえる年金額を増やすことができます。

また、国民年金保険料は支払った金額全額が、所得申告の際「社会保険料控除」の対象になりますので、節税にもつながります。

受給額を満額に近づげるために、「追納制度」をぜひご利用ください。

※免除の承認を受けた3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に加算金がつきますので、早めの追納をおすすめします。

年度	全額免除・納付猶予・学生納付特例(加算額)	4分の1納付(加算額)	半額納付(加算額)	4分の3納付(加算額)
平成12年度	15,770円(2,470円)	—	—	—
平成13年度	15,180円(1,880円)	—	—	—
平成14年度	14,590円(1,290円)	—	7,300円(650円)	—
平成15年度	14,360円(1,060円)	—	7,180円(530円)	—
平成16年度	14,180円(880円)	—	7,090円(440円)	—
平成17年度	14,220円(640円)	—	7,110円(320円)	—
平成18年度	14,260円(400円)	10,690円(300円)	7,130円(200円)	3,560円(100円)
平成19年度	14,300円(200円)	10,720円(150円)	7,150円(100円)	3,570円(50円)
平成20年度	14,410円(0円)	10,810円(0円)	7,200円(0円)	3,600円(0円)
平成21年度	14,660円(0円)	10,990円(0円)	7,330円(0円)	3,660円(0円)

※平成23年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額。()内は加算額

継続申請の結果通知を受け取られた方へ

免除申請の結果通知が「期間延長承認」となっている方は継続申請が承認された方です。次年度以降は結果通知が届くのを待ちください。

※継続を希望したうえで免除を申請していても（全額又は若年者納付猶予のみ継続希望可）、年度毎に所得審査がありますので世帯構成や所得に大幅な変動がある場合は免除が承認されない場合があります。

結果通知が「不承認」で免除が却下された方へは、納付書が届きます。全額免除又は若年者納付猶予が不承認となっても、一部免除（3/4免除・半額免除・1/4免除）に該当する場合がありますので、年金係までご相談ください。

○追納のお申し込みは、市役所年金係またはコザ年金事務所（☎933-13437）へご相談ください。

